

小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

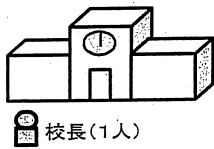
小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種(一つの学校)
⇒一人の校長、一つの教職員組織

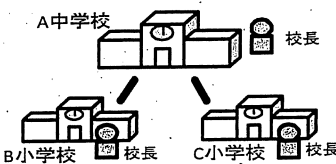
修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)



小中一貫型小学校・中学校

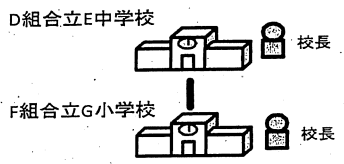
・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

| | 義務教育学校 | 小中一貫型小学校・中学校 | |
|---------|---|------------------------------|------------------------|
| | | 中学校併設型小学校 小学校併設型中学校 | 中学校連携型小学校 小学校連携型中学校 |
| 設置者 | — | 同一の設置者 | 異なる設置者 |
| 修業年限 | 9年 (前期課程6年+後期課程3年) | 小学校6年、中学校3年 | |
| 組織・運営 | 一人の校長、一つの教職員組織 | それぞれの学校に校長、教職員組織 | |
| 免許 | 原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能 | 所属する学校の免許状を保有していること | |
| 教育課程 | ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 | | |
| 教育課程の特例 | 一貫教育に必要な独自教科の設定 | ○ | ○ |
| | 指導内容の入替え・移行 | ○ | × |
| 施設形態 | 施設一体型・施設隣接型・施設分離型 | | |
| 設置基準 | 前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用 | 小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用 | |
| 標準規模 | 18学級以上27学級以下 | 小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下 | |
| 通学距離 | おおむね6km以内 | 小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内 | |
| 設置手続き | 市町村の条例 | 市町村教育委員会の規則等 | |